

答 申 第 9 9 号

平成 18 年 3 月 17 日

神 戸 市 長
矢 田 立 郎 様

神戸市情報公開審査会
会長 佐 伯 彰 洋

神戸市情報公開条例第 19 条の規定に基づく諮問について

(答 申)

平成 16 年 6 月 7 日付神都区中御第 40 号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

「土地区画整理事業用地買収契約関係書類（御蔵通 分）及び御管東地区震災復興土地
区画整理事業の設計概要に関する認可書」に係る部分公開決定、並びに「まちづくり協議会
アンケート議事録及びまちづくりアンケート」に係る公文書を保有していないことによる
非公開決定に対する異議申立てについての諮問

別紙

答 申

1 審査会の結論

- (1)実施機関が非公開とした情報のうち、借地権者名を非公開とした決定は妥当ではなく、公開すべきである。連帯保証人名について非公開とした決定は、妥当である。
- (2)「まちづくり協議会アンケート議事録」及び「まちづくりアンケート」の請求について、実施機関が請求の趣旨に該当する公文書を保有していないとして非公開とした決定には、理由がある。

2 異議申立ての趣旨

- (1)異議申立人(以下「申立人」という。)は、神戸市情報公開条例(以下「条例」という。)に基づいて、以下の公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。
- 「ア 御蔵通 家屋に関する用地買収関係
イ 事業認可書
ウ まちづくり協議会アンケート議事録
エ まちづくりアンケート」
- (2)市長(以下「実施機関」という。)は、本件請求に対して、
土地区画整理事業用地買収契約関係書類(御蔵通 分)
御菅東地区震災復興土地区画整理事業の設計概要に関する認可書(平成8年11月1日)
を特定し、公文書 は一部非公開とする部分公開、公文書 は公開決定を行った。
また、実施機関は、本件請求のうち、「まちづくり協議会アンケート議事録」及び「まちづくりアンケート」について、取得していないことを理由に文書不存在の決定を併せて行った。
- (3)これに対し、申立人は本件決定を取り消し、公文書 の非公開部分のうち借地権者名と連帯保証人名の公開、及び文書不存在とされた本件請求文書の公開を求める異議申立て(以下「本件申立て」という。)を行った。
なお、その余の部分公開決定について争いはない。

3 申立人の主張

申立人の主張を、平成16年5月27日付の異議申立書(以下「申立書」という。)平成18年1月24日における意見陳述から要約すれば、概ね以下のとおりである。

平成16年4月19日付神都区中御第22号による公文書部分公開決定及び同23号による公文書を保有していないことによる非公開決定の取消しを求める。なお、第22号については、借地権者及び連帯保証人の氏名の公開を求め、その他の非公開部分は争わない。

家屋の相続人、権利者でもない、関係外の者と借地権補償の交渉、契約を行い、関係人に一定の説明等が行われなかったため、また、保証人も関係人でない疑いもあり、用地取得交渉に十分な調査を行わず、慎重さを欠いた事務処理が行われていると思われるので、全面的公開を求めるものであり、さらに実施機関が直接交渉（借地権補償）しているにもかかわらず、地主と折衝せよと間違った発言（暴言）が今回の事件の発端である。

4 実施機関の主張

実施機関の主張を、平成 16 年 8 月 31 日付の非公開理由説明書、平成 17 年 11 月 21 日における事情聴取から要約すれば、概ね以下のとおりである。

土地区画整理事業用地買収契約関係書類（御蔵通 関係分）のうち、非公開部分は、
土地所有者の印鑑登録証明書
借地権者の住所、氏名、生年月日、印鑑登録証明書、住民票
連帯保証人の住所、氏名、生年月日
借地料、借地権割合、各権利者ごとの価格内訳
買収代金及び補償金の総額と内訳

である。

このうち、～ については、特定個人が識別され、または識別されうる情報であり、～ については個人の財産状況に関する情報である。この種の情報は社会通念上、個人のプライバシー保護の見地から、公にしないことが正当であると認められる。

また、～ については事業継続中の地区内における神戸市の行う不動産売買の契約・交渉に係る事務に関する情報であって、公にすることにより市の財産上の利益または当事者としての地位を著しく損なうと認められる。

以上のことから、～ については条例第 10 条第 1 号アに該当し、また ～ については条例第 10 条第 5 号イに該当することから、土地区画整理事業用地買収契約関係書類（御蔵通 関係分）について部分公開決定を行ったものである。

「まちづくりアンケート」は、平成 7 年 6 月 25 日付で地元団体 協議会が実施した、地区内住民等を対象としたアンケートの用紙で回収したものであり、「まちづくり協議会アンケート議事録」は、その集計結果を受けて開催された同団体内部の会議録である。

当該アンケートは地元団体が独自に実施したものであって、神戸市はこれに関与していなかった。また、同団体から回答済みのアンケート用紙の提出を受けたこともなかった。平成 16 年 3 月 31 日には、申立人より申立人が回答したアンケート用紙の写しを受領したが、公文書公開請求の趣旨は同団体の回収した回答済みのもの全ての公開を求めるものであったため、申立人が回答したアンケート用紙の写しは申立人の請求した「まちづくりアンケート」に該当しないと判断した。

当該アンケートの集計結果を受けて開催された地元団体内部の会議録についても、同

団体より提出を受けたことがなかった。

以上のことから、「まちづくりアンケート」及び「まちづくり協議会アンケート議事録」について公文書を保有していないことによる非公開決定を行ったものである。

5 審査会の判断

(1) 本件申立てについて

本件の争点は、申立人及び実施機関の主張からすると、次の2点であり、以下検討する。

ア 土地区画整理事業用地買収契約関係書類（御蔵通 関係分）の非公開部分のうち、借地権者名及び連帯保証人名の条例第10条第1号アの該当性

イ 「まちづくりアンケート」及び「まちづくり協議会アンケート議事録」の存否

(2) 借地権者名の条例第10条第1号アの該当性について

ア 実施機関によると、借地権者は、土地所有者との間に土地の賃貸借契約を締結していることを理由に、実施機関に対して借地権消滅にかかる補償金を請求したものであり、実施機関は土地賃貸借契約書により借地権者であることを確認して補償金支出したものであるとしている。

イ 借地権者名は、御菅地区土地区画整理事業用地の買収契約関係書類（御蔵通 関係分）のなかで、補償金等の「支出決議書」、実施機関が調査を行った「建物及び居住者調査表」、土地所有者と借地権者との間に締結された「土地賃貸借契約書」、土地所有者と借地権者との間で交わされた借地権解消に関する「覚書」、神戸市と借地権者との間に締結された「借地権消滅補償契約書」、借地権消滅補償契約に係る「物件引渡書」の書面中に記載されている。

実施機関としては、土地所有者名を公開したが、借地権者名はプライバシー情報であるとして非公開とした。

ウ 通常、借地権は、土地所有権とは異なり必ずしも登記簿に記載されるものではない。しかし、公共用地買収にあたって補償の対象となった者の氏名を公開するか否かの判断においては、借地権が一般的に土地所有権と同じように等しく土地区画整理事業の補償の対象とされていることからすると、単に登記簿上掲載されているか否かで判断することは妥当ではない。誰が借地権者であるかという情報は、当該借地権者が神戸市に対して借地権消滅の補償を請求するに至った段階では、もはやプライバシー情報としての性格を有するものではなくなったものといえる。

エ また、一般的に行政が事務事業を行うにあたっては、透明性の確保と市民に対する説明責任を負うものである。公金がどのように使われるのかという情報は、とりわけ情報公開の要請が強くはたらく事柄であり、特段の事情がない限り、公金支出の相手方を明らかにすることが望ましい。

そうすると、本件の場合も土地区画整理事業による公金支出が適正に行われたか

どうかを明らかにするためにも、用地取得に係る公金支出の相手方氏名は、特段の事情がない限り公開すべきである。

オ 以上から、本件においてはプライバシーの侵害等、借地権者名を非公開とすべき特段の事情は認められないことから、借地権者名を非公開とした決定は妥当ではなく、公開すべきである。

(3) 連帯保証人名の条例第 10 条第 1 号アの該当性について

ア 連帯保証人名は、御菅地区土地区画整理事業用地の買収契約関係書類（御蔵通関係分）のなかで、土地所有者と借地権者との間に締結された「土地賃貸借契約書」の書面中に賃借人の連帯保証人として記載されている。

連帯保証人名は、借地権消滅に関する補償手続になんら関係がなく、また補償金支出の相手方でもない第三者に関する情報であることが認められる。

イ したがって、本件情報は公にしないことが正当と認められるため、条例第 10 条第 1 号アに該当するとして、非公開とした決定は妥当である。

(4) 「まちづくりアンケート」及び「まちづくり協議会アンケート議事録」の存否について

ア 実施機関によると、まちづくり協議会アンケートとは平成 7 年 6 月 25 日付で協議会が関係住民を対象として実施し、回収されたアンケート用紙であるとしている。

アンケートについては、協議会が独自に実施したものであって、実施機関としては回収されたアンケート用紙を保有していないが、平成 16 年 3 月 31 日に申立人から、申立人自身が協議会に提出したアンケート用紙の写しを受領したため、唯一この写しを保有しているだけであるとしている。

また、まちづくり協議会アンケート議事録は、当該アンケートの集計結果を受けて地元で開催された協議会の会議録であるが、実施機関としては協議会より神戸市に対して提出を受けたことはなく、保有していないとしている。

イ 審査会は、アンケートが実施された当時の状況等について実施機関より聴取したが、本件請求資料が存在していることを窺わせる事実を確認することはできなかった。

(5) 結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

(参 考) 審査の経過

年 月 日	審査会	経 過
平成 16 年 6 月 7 日	-	* 諮問書を受理
平成 16 年 6 月 8 日	第 169 回審査会	* 審議
平成 16 年 8 月 31 日	-	* 実施機関から非公開理由説明書を受理
平成 16 年 9 月 10 日	第 173 回審査会	* 審議
平成 17 年 1 月 25 日	第 176 回審査会	* 審議
平成 17 年 4 月 5 日	第 178 回審査会	* 審議
平成 17 年 8 月 30 日	第 182 回審査会	* 審議
平成 17 年 11 月 21 日	第 187 回審査会	* 実施機関の職員から非公開理由を聴取 * 審議
平成 18 年 1 月 24 日	第 188 回審査会	* 異議申立人から意見を聴取 * 審議
平成 18 年 2 月 10 日	第 189 回審査会	* 審議